

令和3年度定例監査の結果の公表について

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づき令和3年度定例監査を実施したので、同条第9項の規定に基づき、その結果について別紙のとおり公表する。

令和4年3月30日

上三川町監査委員 舘野 治 信

上三川町監査委員 田村 稔

定例監査の結果について

1 監査期日 ※書類審査期日

令和4年2月3日（木）

2 監査対象

各小中学校、給食センター、中央公民館

3 監査事項

今般の新型コロナウイルスの感染状況を考慮し、今年度も実施方法を変更し、事前提出のあった書類による審査のみ実施した。（実地訪問による監査は実施なし）

財務に関する事務の執行が適正かつ効率的に行われているか、経営に係る事業の管理が合理的かつ効率的に行われているか、施設の維持管理が良好であるかを主眼に、次の事項を監査した。

- (1) 職員の配置、勤務状況及び事務分掌について
- (2) 事務事業の年間計画及び歳出予算執行状況について
- (3) 物品、財産及び施設等の管理について

なお、書類審査において、詳細な説明が必要と判断した事項については、別途、質問票を送付して回答を求め、令和4年3月25日（金）に内容を審議した。

4 監査結果

(1) 総評（全体）

事務の執行及び経営に係る事業の管理状況は、事前提出された資料及び各機関への質問票による監査の結果、概ね適正に処理されているものと認められた。

今後においても引き続き適正な事務の執行に努められたい。

(2) 指摘事項

なし

(3) 指導事項

なし

(4) 検討事項

なし

(5) 意見

なし

5 報告

なし

【参照】 [監査結果の区分]

1 指摘事項等

(1) 指摘事項

明らかに法令等に違反しているもの、故意又は重大な過失によるもの、財政的援助等を与えているものの出納その他の事務等が適切でないもの。

(2) 指導事項

指摘事項に至らないものの、監査対象事項に係る出納その他の事務の執行に留意又は改善を要するものとして、指導・改善を即すもの。

(3) 検討事項

監査対象事項に係る出納その他の事務の執行に、検討を即すもの。

2 意見

指摘事項等にはあたらないが、事務の執行等に関し、留意すべき事項又は改善の余地があるもの等への、監査委員としての意見（今後の事業運営の参考にされたい。）